

## 第2編

## 基本構想

第2編 基本構想		掲載 ページ
第1章 将来都市像		12
第2章 将来人口		13
第3章 土地利用構想		15
第4章 基本目標	1 子育て・健康長寿を支えるまちづくり	19
	2 安全・安心で、自然と共生した暮らしの実現	19
	3 快適で利便性の高い持続可能な都市づくり	20
	4 暮らしを支える産業の振興	20
	5 次代を担う人を育み、生涯学び続けられる環境づくり	21
	6 市民自治力と行政経営力の向上	21
第5章 施策の全体像		22

## 第1章 将来都市像

本市は、名古屋市と豊田市の間に位置する恵まれた地理的条件から、高度経済成長期以降、緑豊かな新しい住宅都市として発展してきました。

今日の活力やにぎわいを持続的に発展させていくためには、本市に住みたい、住んでよかった、いつまでも住み続けたいと思えるような真の豊かさと幸せ、安心が実感できるまちづくりを進めていく必要があります。

そのためには、豊かな自然と調和した魅力あふれる住環境都市をめざしていくとともに、これまで以上に市民参加を進め、市民・NPO・企業・大学・行政等が連携することにより、様々な課題への対応が可能となるよう市民自治力と行政経営力を向上させていくことが重要です。

以上の考え方を踏まえ、また、「自治基本条例」に定める基本理念を将来目標とする中で、本市の将来都市像を次のように設定します。

### 将来都市像

## いつまでも暮らしやすい みどりの住環境都市

“いつまでも”・・・今のまちの活力が持続するように思いを込めています。

“暮らしやすい”・・・安全・安心で、利便性が高いまちを表しています。

“みどりの”・・・本市の魅力の一つである、豊かな自然を表しています。

“住環境都市”・・・本市の特徴である“住みよい環境のまち”を表しています。

## 第2章 将来人口

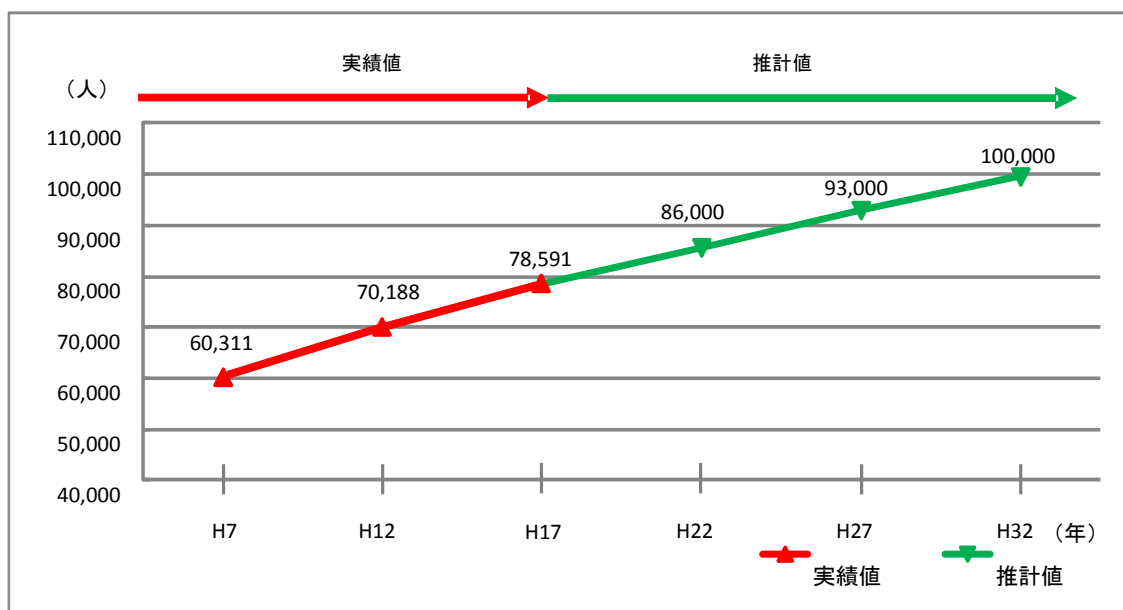
我が国は、少子化高齢化の進行により、平成16年をピークに人口減少期を迎えました。本市の人口は、土地区画整理事業等による市街地の整備が進められたこと等により順調に増加してきました。そして、市制が施行された翌年の平成7年に約6万人であった人口は、平成17年には約8万人となりました。

今後の人口動向に大きな影響を与える国及び名古屋都市圏の社会経済動向には不透明な要素もありますが、名古屋市と豊田市の間に位置する、恵まれた地理的条件にある本市では、今後も宅地需要を受けて人口増加傾向が続くものと推計されます。これを受けて、宅地造成が完了した地区では、住宅等の建設が進むことが見込まれます。

さらに、新たな土地区画整理事業等による市街地の形成を進めるとともに、少子化高齢化や人口減少が始まっている地区においては、住宅地における居住環境の維持、魅力の向上を進めることによって、基本構想の目標年度にあたる平成32年における将来人口を10万人と推計します。



図1：将来人口推計（国勢調査を基準として算出）



（注：国勢調査の場合、住民基本台帳上の人口より約4%多くなります。）

## 将来世帯数【平成32年】

# 41,000 世帯

図2：将来世帯数推計（国勢調査を基準として算出）

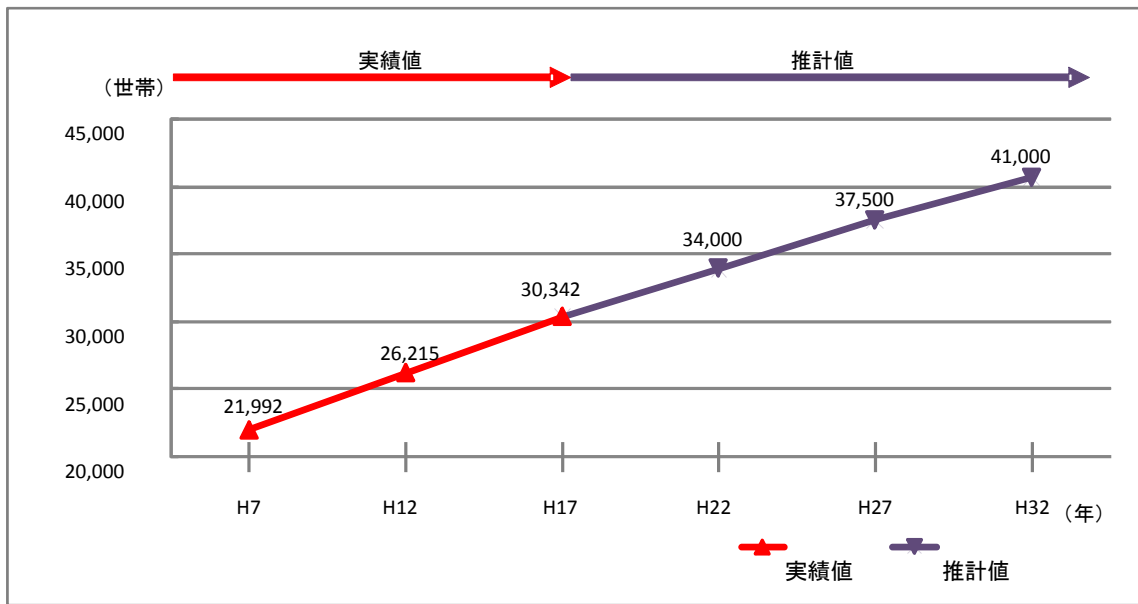
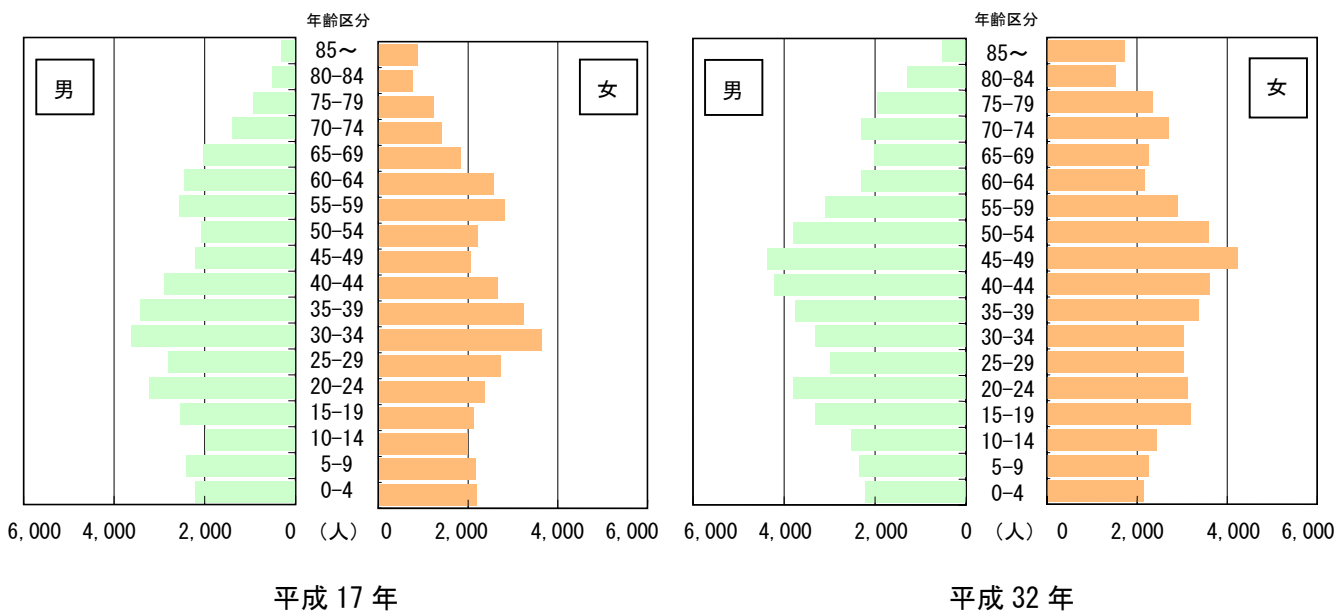


図3：人口ピラミッド（5歳階級別人口）（国勢調査を基準として算出）



## 第3章 土地利用構想

### (1) 基本的な考え方

将来の本市のまちづくりを考えていく上では、限られた市域の中で保全と開発を調和させながら進めていくことが大切です。

そのためには、広域的な視点に立ちながら方針を定め、秩序ある土地利用を実現していく必要があります。

このため、地勢や交通等の地域特性と現在の土地利用動向等を踏まえつつ、豊かな自然と調和した魅力あふれる住環境都市を実現するため、将来の土地利用を区分し、総合的かつ計画的な土地利用を進めます。

### (2) ゾーン区分

#### 1 既成市街地ゾーン

昭和45年に市街化区域に設定される以前から、まとまった市街地として形成されてきた区域を既成市街地ゾーンとして位置づけ、生活基盤施設の整備・改修、未利用地等の活用等を積極的に進めることにより、良好な居住環境を有する市街地の維持・形成を図ります。

#### 2 計画的市街地ゾーン

土地区画整理事業等により整備された市街地を計画的市街地ゾーンとして位置づけ、近接する市街化調整区域に広がる農業集落との調和の取れた土地利用及び居住環境を維持します。

#### 3 新市街地形成ゾーン

現在の市街化区域内において、一団の低・未利用地\*が残されている地区を新市街地形成ゾーンとして位置づけ、その地形や植生等の特性を生かしつつ、計画的に新たな市街地の形成を図ります。

#### 4 教育・研究ゾーン

企業等の研究施設や研修センター等が集積する米野木研究開発地区や、大学が立地している地区を教育・研究ゾーンとして位置づけ、現在の土地利用を維持します。

### ◆ 用語の解説

※ 低・未利用地：本来、建築物等が建てられ、その土地に相応しい利用がなされるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされていない場合をいう。

## 5 森林保全ゾーン

本市北東部及び御嶽山周辺等に広がる地域には、緑豊かな自然環境が残されています。これらの森林は広域的にみれば名古屋東部丘陵の一角を構成する緑地であることから、森林保全ゾーンとして位置づけ、積極的な維持・保全を図ります。

## 6 森林活用ゾーン

三本木地区周辺や本市南部に広がる地域を森林活用ゾーンとして位置づけ、保全を基本としながらも、研究開発施設等の立地には緑地確保等を条件にする等、自然環境と調和した土地利用を図ります。

## 7 農地・農業振興ゾーン

主に天白川、岩崎川沿いに広がる一団の農地は、良好な自然環境の維持・保全といった観点を踏まえた上で、農地・農業振興ゾーンとして位置づけ、現在の土地利用の維持・保全を図ります。

## 8 住宅団地ゾーン

市街化調整区域において、昭和40年代以降に一団の住宅地として開発がなされてきた地区を住宅団地ゾーンとして位置づけ、いつまでも快適な居住環境を維持できるように、引き続き低層住宅を主体とした街並みの保全と併せ、日常生活における利便性の向上を図ります。

また、人口の空洞化・高齢化が進む地区においては、住民の転入や移動を促すよう建替えや住み替えの促進、住民との協働によるエリアマネジメント\*の推進等により住宅団地の魅力向上を図ります。

## 9 工業ゾーン

機織池周辺や整備予定の(都)名古屋瀬戸道路日進インターチェンジ周辺等においては、工業ゾーンとして位置づけ、高規格道路等へのアクセスの優位性を生かし、環境負荷の少ない産業施設等を主体とした土地利用を図ります。

## 10 農地活用ゾーン

名古屋市平針地区の市街地に隣接する優良農地を農地活用ゾーンとして位置づけ、洪水時の防災機能等を有している地区であることから、農地として保全をしていきます。ただし、将来、下流の河川改修等が完了し防災機能が確保できる段階に向け、農地の保全も含めた計画的な土地利用の検討を進めていきます。

### (3) 拠点

#### 1 地域生活拠点

地下鉄鶴舞線と名鉄豊田線の3駅周辺で行われた土地区画整理事業により、計画的に整備された中心エリアを地域生活拠点として位置づけ、最寄りの商業施設を始め生活利便施設等が集積した拠点地区としての維持・形成を図ります。

#### 2 にぎわい・ふれあい拠点

公共施設等を集約してきた市役所周辺地区をにぎわい・ふれあい拠点として位置づけ、拠点内を安全・快適に移動できる歩道等の整備や公共施設等の緑化、広場の整備を進め、市民が集い、交流できる場の形成を図ります。

#### 3 「農」の拠点

市の中心に広がる優良農地を「農」の拠点として位置づけ、市全域における遊休農地の活用を図るため、農をテーマに様々な交流が行われる田園フロンティアパーク構想の中核をなすエリアとして整備を進めます。

#### 4 「北のエントランス」拠点

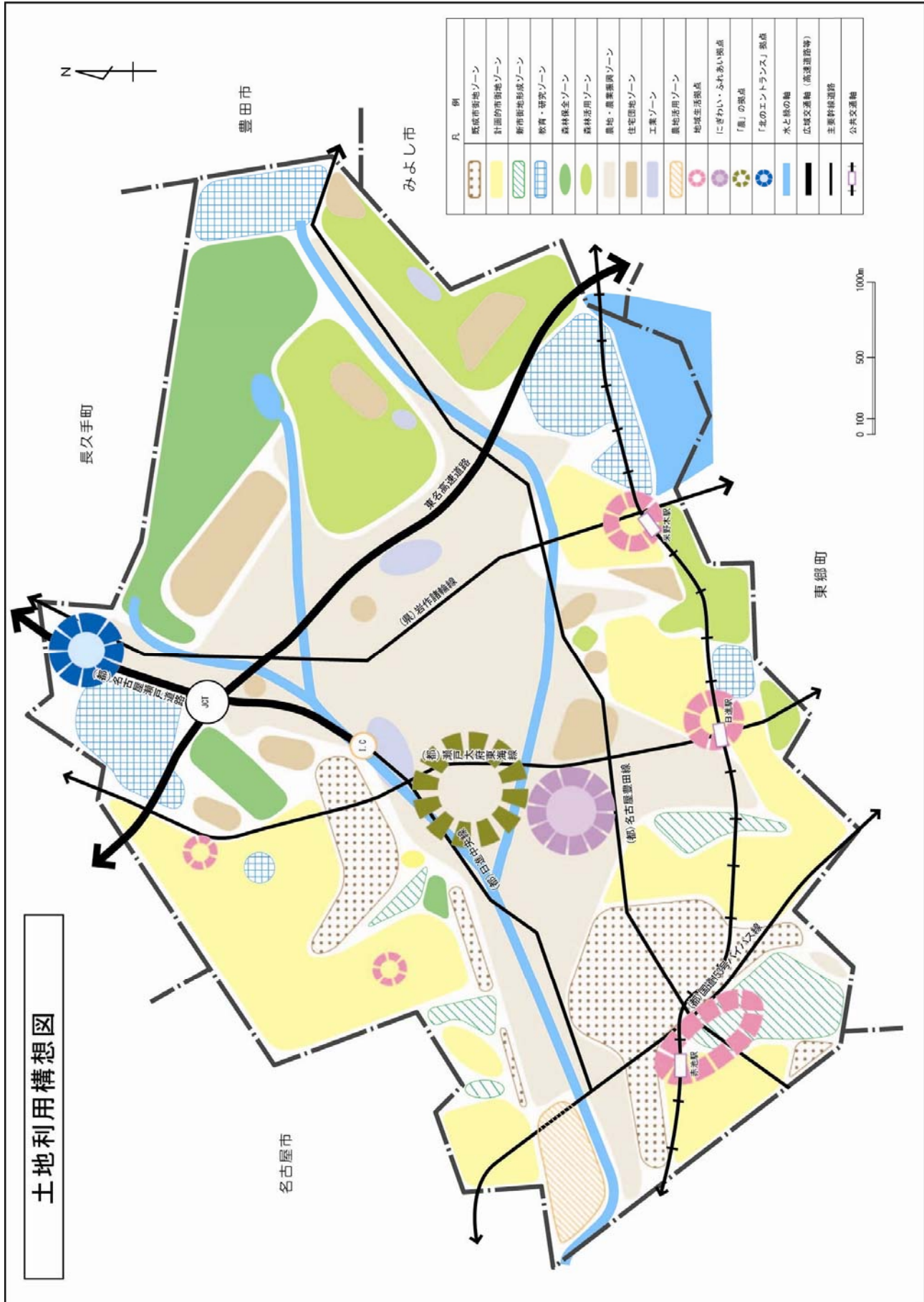
愛知高速交通東部丘陵線の長久手古戦場駅南に近接する地区を「北のエントランス」拠点として位置づけ、周辺に愛知県口論義運動公園等の公共施設が立地しているという条件を生かしながら、広域からの交流人口や定住人口の流入を促すことができる拠点の形成を図ります。

### (4) ネットワーク軸

#### 1 水と緑の軸

天白川、岩崎川の河川沿いに、田園等の自然景観を生かした散策路や自転車道等を整備し、市民の健康づくりやレクリエーション及び通勤・通学等に活用できる、歩行者・自転車ネットワークとしての水と緑の軸を形成します。







## 第4章 基本目標

将来都市像を実現するため、各分野におけるまちづくりの基本目標を次のように設定します。

### 1 子育て・健康長寿を支えるまちづくり

(福祉、保健、医療等)

幸せが実感できる豊かな暮らしを実現していくには、基本的人権の尊重はもとより、生涯にわたって健康な心と身体を保ち増進することが必要であり、いつまでも住み慣れた地域で安心して過ごせるような社会を育てていくことが大切です。

そのため、出産前後の親子に対する子育て、子育てへの支援等を通じて、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを進めます。

また、高齢者や障害のある人への福祉サービスの充実や社会参加する機会の拡大、市民の健康づくり等を推進します。

だれもが生きがいを持って健康で自立した生活を送ることができ、自分らしい生き方ができる社会の実現や、地域福祉の拡充、支援を進めることで、多世代にわたる市民が互いに支え合う温もりのある社会を実現します。

そして、介護保険等の公的保険の適正な運用、福祉医療等を充実させることで、だれもが安心して必要な社会福祉サービスが受けられる「子育て・健康長寿を支えるまちづくり」をめざします。

### 2 安全・安心で、自然と共生した暮らしの実現

(安全・安心、環境)

市民が安全・安心に暮らすためには、災害に強く、犯罪、交通事故のないまちづくりを進めることが大切です。

また、本市に残る自然環境は、うるおいとやすらぎに満ちた市民生活を支えるかけがえのない財産であり、将来にわたって引き継いでいく必要があります。

そのため、防災、防犯、交通安全対策において関係機関と連携した組織的な取組や、地域における自主的な活動の強化、支援や啓発活動の充実を図ることによって、災害に強く、犯罪や交通事故のない安全で安心なまちの実現に努めます。

また、緑地や水辺の保全・活用等によって、自然環境と共生したまちの実現に努めます。

そして、環境負荷の少ない地域社会の形成に向けた取組を実践し、だれもが快適に暮らすことができる「安全・安心で、自然と共生した暮らしの実現」をめざします。

### 3 快適で利便性の高い持続可能な都市づくり

(交通、都市基盤等)

良好な市街地の形成は、快適で豊かな市民生活を送る上で必要不可欠なものです。

そのため、公共下水道や道路の整備、公共交通網の充実、市役所周辺整備、土地区画整理事業の支援、街並みの維持向上、関係機関との連携による安定的な水供給の確保等によって、より質の高い都市環境を創造し、緑豊かで魅力的な住宅都市としての持続的な発展を図ります。

また、ユニバーサルデザイン<sup>※1</sup>、特にバリアフリー<sup>※2</sup>に配慮した人にやさしい都市環境づくりに取り組んでいきます。

そして、住んでみたい、住んでよかった、いつまでも住み続けたいと思えるような「快適で利便性の高い持続可能な都市づくり」をめざします。

### 4 暮らしを支える産業の振興

(産業振興、勤労者支援)

農業や商業、工業といった産業の活性化は、充実した市民生活を送る上で、また、活力があるまちづくりをしていく上で大切な要素です。

そのため、市民との交流や都市近郊である本市の地理的条件を生かした農業の振興、長期的視野に立った商業・工業の振興や誘致等を進め、地域産業づくりに取り組んでいく必要があります。

また、本市特有の歴史や文化等の資源を活用した観光、レクリエーションの振興を図り、様々な人との出会いやふれあいの機会を生み出す新たなイベントを創出することによって、市民が本市の良さを再認識し、郷土に対する愛着と誇りが持てるようなまちづくりを進めることが必要です。

そして、市内の様々な産業活動を支援するとともに、地域資源を活用した日進らしい特色のある地域振興を実現できる「暮らしを支える産業の振興」をめざします。

#### ◆ 用語の解説

※1 ユニバーサルデザイン：高齢であることや障害の有無等にかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間等をデザインすること。

※2 バリアフリー：建築設計において、段差や仕切りをなくす等、高齢者や障害のある人に配慮をすること。

## 5 次代を担う人を育み、生涯学び続けられる環境づくり(教育、生涯学習)

次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長し、豊かな人間性と確かな学力を身につけるためには、義務教育や家庭教育の充実が必要です。

すべての市民が一人ひとりの能力と個性を伸ばし、その人生をライフスタイルに応じた充実したものとするためには、子どもたちから高齢者まで市民のだれもが学習の機会を得られ、スポーツや芸術・文化を身近に親しむことができるように、生涯学習、芸術・文化の振興、生涯スポーツの推進等が必要です。

これらの学びの成果を生かして、心豊かな地域社会を形成していくためには、長期的視野に立った環境づくりを進めるとともに、伝統文化を守ることで、市の歴史を育み、将来世代に伝承することが大切です。

このような教育、生涯学習のまちづくりを通じて、市民一人ひとりが充実感や地域社会における存在感を得ることができ将来に対して夢を持てるような「次代を担う人を育み、生涯学び続けられる環境づくり」をめざします。

## 6 市民自治力と行政経営力の向上

(市民協働、行政運営等)

本市が「いつまでも暮らしやすい」まちづくりを実現するためには、市民がまちづくりにより参加しやすい環境を整え、市民と行政の協働によって様々な地域課題に取り組んでいくことが必要です。また同時に、自立的、効率的な行政経営を通じて地方自治を確かなものにしていくことが大切です。

そのため、広報・広聴や地域情報化の推進等によって市政情報を積極的に提供し、透明性の高い、開かれた市政の実現を進めていきます。

また、「自治基本条例」の理念に基づき、協働によるまちづくりや市民自治活動の活性化による市政への市民参加機会の拡大、男女平等推進、大学連携、国際交流等の充実によって、多様な人材、情報等を活用し、地域力を生かしたまちづくりを進めていきます。

市民の多様で高度な行政ニーズに対応するため、10万人都市にふさわしい行政力を身につけ、組織力の向上を図ることによって、最少の経費で最大の効果を生む行政経営を行います。

そして、市民と行政の協働による「市民自治力と行政経営力の向上」をめざします。

# 第5章 施策の全体像

2 基本構想

